



## 年休裁判勝利！ 解説シリーズ①

# 「金員を支払え」は、 会社の債務不履行を認めたこと！

私たちは年休裁判（東京訴訟）で全面的勝利を勝ち取りました。しかし、裁判の判決は長文あり難しい用語が使われているので、読むのは大変です。そこで、判決はどのような内容であったのか、判決文を紹介しつつ具体的に解説します。

## 判決の主文

判決の主文は原告6名に対して概要以下のような内容となっています。

**被告は原告〇〇に対して、〇〇万円の金員を支払え。**

私たちがこの裁判で求めてきたのは、「年休が希望通りに取れない、休日労働の強制が日常化しており、会社は恒常的な要員不足の状態に陥っているにもかかわらず、それを一切認めなかった。そして会社は、原告それぞれが年に100回を超える年休の時季指定（年休の申し込み）を行ってきたにもかかわらず、その多くは年休を認めなかった。更にその結果、年休が失効するに至った」というものです。これは会社の債務不履行であり損害賠償を求むということです。

「金員を支払え」という判決は、まさに会社の債務不履行《要員不足の放置・年休抑制》を認めたということです。